

生駒市訓令甲第2号

生駒市事務専決規程及び生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程及び生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「、学校給食センター所長」を削り、同条第12号中「、学校給食センター副所長」を削り、同条第13号中「秘書課市制50周年事業室長」を「デジタル推進課スマートシティ推進室長」に改め、「都市計画課学研推進室長及び」を削り、「都市計画課住宅政策室長」の次に「、拠点形成課学研推進室長及び教育指導課教育政策室長」を加え、同条第14号中「小平尾南児童館長」の次に「、学校給食センター所長」を加える。

第5条第1項第2号中「都市計画課長」を「拠点形成課長」に、「都市計画課学研推進室長」を「拠点形成課学研推進室長」に改め、同項第10号中「ICTイノベーション推進課長」を「デジタル推進課長」に改める。

第13条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第31条(見出しを含む。)中「市民活動推進課長」を「地域コミュニティ推進課長」に改める。

第32条の2(見出しを含む。)中「ICTイノベーション推進課長」を「デジタル推進課長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(デジタル推進課スマートシティ推進室長の専決事項)

第32条の3 デジタル推進課スマートシティ推進室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易なスマートシティの企画及び調整に関すること。
- (2) 軽易な地域情報化の企画及び調整に関すること。
- (3) 軽易な奈良先端科学技術大学院大学との連携の企画及び調整に関すること。

第44条(見出しを含む。)中「高齢施策課長」を「福祉政策課長」に改める。

第49条第3号中「(次条に係るものを除く。)」を削る。

第49条の2を削る。

第52条第3号中「軽易な」を削る。

第56条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第56条の2を削る。

第56条の3第1号中「住宅政策」を「住宅施策」に改め、同条を第56条の2とし、同条の次に次の2条を加える。

(拠点形成課長の専決事項)

第56条の3 拠点形成課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市拠点及び地域拠点の形成に関する資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (2) 産業・学術研究拠点の形成に関する資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (3) 市街地再開発事業に係る資料の収集、調査及び研究に関すること。

(拠点形成課学研推進室長の専決事項)

第56条の4 拠点形成課学研推進室長が専決できる事項は、次のとおりとす

る。

- (1) 軽易な関西文化学術研究都市高山地区関連事業に係る連絡調整に関すること。

第60条（見出しを含む。）中「こども課長」を「幼保こども園課長」に改め、同条中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号を第2号とする。

第61条を削り、第60条の3を第61条とし、第60条の2を第60条の3とし、第60条の次に次の1条を加える。

（こども総務課長の専決事項）

第60条の2 こども総務課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の認定請求の受理及び審査並びにその支給に関すること。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当の認定請求の受理及び審査並びにその支給に関すること。
- (3) 児童福祉法に規定する助産及び母子保護の実施の決定に関すること。
- (4) ひとり親家庭自立支援給付金の支給の決定に関すること。

第62条に次の1号を加える。

- (2) やまびこホールの使用料の徴収及び還付に関すること。

（生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第2条 生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月生駒市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「ICTイノベーション推進課長」を「デジタル推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。